

白井清掃センター解体工事に関する工事説明会 報告
平成20年3月9日（日） 於：白井市保健福祉センター3階 団体活動室

（出席者）発注者：印西地区環境整備事業組合 職員4名
受注者：安藤建設株式会社 現場代理人他3名
施工監理：パシフィックコンサルタンツ株式会社 社員1名
（参加者）周辺住民 24名

質疑（主なものを記載）

Q：騒音、振動はどれくらいになるか。

A：騒音については85デジベルが基準値であり、工事内容によって変わりますが、敷地境界で60～65デジベル程度と思われます。

振動については躯体の解体時が重機を使用しますが、工事箇所から敷地境界まで距離があるため、影響はないと思われます。振動については具体的数値で申し上げるのは難しいものと思われます。

Q：事前調査の場所と、解体中・解体後の調査場所は同じか。また重金属の項目はここに記載されているものだけか。

A：事前、解体中、解体後の調査の場所は同じです。

また、重金属の調査項目については記載されている内容のとおりです。

Q：管理区域とはどのように設定するのか。

A：解体マニュアルによりダイオキシン付着物の調査結果が3,000pg-TEQ/g以下は第1管理区域、3,000～4,500までは第2管理区域、4,500以上は第3管理区域とすることとされておりますが、今回の工事については、工場内の全てを第3管理区域として設定いたします。

Q：負圧集塵機により、内部の気圧を下げるのか。

A：管理区域内（施設内）を全て密封養生して、集塵機により施設内の気圧を下げることによって、施設内の粉じんが全て集塵機に集まり、二重、三重のフィルターを通して空気が排出されます。また、排出口にデジタル粉じん計を設置して、24時間計測を行い管理します。大気の大気ダイオキシン濃度の基準は0.6pg-TEQ/m³であり、それを超えることはありません。万が一それを超えることがあれば、直ぐに作業を中止し調査を行います。

Q：ダイオキシン類の大気の基準ではなく、粉じんの大気の基準はないのか。

また、検査結果は見せていただけるのか。

A：粉じんの測定については、作業前に大気を測定した結果をもとに全体計算し、粉じん量対してどれくらいダイオキシン類が含まれているかを相対的に判断するためのものであります。

また、検査結果については現場事務所に常に保管しておりますので、いつでも閲覧できます。

Q：負圧集塵機の性能チェックは行うのか。また、風が強い日の養生の対策はどうするのか。

A：公表されている集塵機の性能を信用して作業を行います。また、作業中については、粉じん計で異状がないか常にチェックします。仮に異常があった場合は直ぐに工事を中断し原因究明に努めます。

台風等で作業が困難と判断した場合は工事を中止し、強風等が予想される場合は、養生等の補強を行います。

Q：工事時間や土、日、祝日の工事についての説明を願う。

また、工場敷地内の環境調査の中に樹木等植物の調査がないが、その必要はないか。

A：工事時間については、日曜日以外の土曜日、祝日も含め、8時から17時までを予定しております。ただし、開始時間については朝礼等作業準備をしますので、実際は8時30分頃からになります。

樹木等植物への影響調査については、大気、土壌の調査結果によって確認できるものと考えます。

Q：工場を止めてから20年以上が経過し、土壌調査の結果が基準値内だから良いというのではなく、少なからずともダイオキシン類が含まれていることがわかっているのだから、植物の根から吸収している恐れもあるため、植物調査を是非行ってほしい。

A：土壌のダイオキシン類調査の結果については、当清掃工場だけでの影響ではないと思われまます。また、土壌の環境基準値である1000pg-TEQ/gは、植物、食物等に影響がないと考えられる基準として設けられており、今回の調査結果である30pg-TEQ/g程度から判断すると、影響はないものと考えます。

Q：アスベストの調査結果について、工場建設時の施工図等でアスベストが使用されたかどうか確認を行ったのか。

A：建設当時の図面等でアスベストの有無が確認できなかった部分について、吹付け材を中心に確認調査を行いました。その結果、トレモライト等を含む6種類のアスベストについて飛散性のものは検出されませんでした。ただ、建材には非飛散性のものが含まれていますので、これらについては成形材のまま取り外し、飛散しないように撤去を行います。

Q：異状数値等がでた場合の、内部のチェック体制はどのようになっているか。

A：調査後の結果については、速やかに施工業者から組合に報告します。また、今回の工事については施工監理も入りますので、施工業者、組合、施工監理業者により厳重に管理します。

施工監理については、常駐監理ではなく、工事の要所で立会いやチェックをする重点の監理で行います。

Q：資材搬入について、国道464号線からの搬出入を徹底願います。それから工事車両の搬出入について道路の待避はあるのか。

A：一般の建設工事とは異なるため、材料の搬入はほとんどありません。解体した廃棄物の搬出が主であるため、車両の待避及び交通渋滞はありません。

Q：入り口前に掲示板等を作成し、いつでも分析結果等わかるようにしてほしい。

A：検査結果、書類等については現場事務所にいつでも閲覧できるようにします。またホームページにも随時掲載します。工事の週間予定については現場事務所前に掲示を予定しております。

Q：解体した廃棄物はどのように処分するのか。

A：金属については有価物としてリサイクル。コンクリートについては破碎して分析し、基準値内であれば埋め戻しで利用します。基準値以上、及び使用した水の排水処理設備に残った汚泥、フィルター等は特別管理産業廃棄物の許可を持った業者で処分します。基準値以内の産業廃棄物については、それぞれ県内近郊の許可を持った業者で処分します。